

レベル	判断基準	授業形態	研究活動	課外活動	学生の入構	施設利用	職員勤務	窓口対応	会議	
0	平常時・危機がない状態	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	
1	緊急事態宣言が発令されていない状態	自粛要請は出ていないが、感染への注意が必要な状態	感染防止対策を徹底して対面で実施。オンライン授業も活用。	感染防止対策を徹底して研究室で実施可。	感性防止対策を徹底して活動可。	感染防止対策を徹底して入構可。	感染防止対策を徹底して利用可。	感染防止対策を徹底して通常勤務。時差出勤、車通勤推奨。	感染防止対策を徹底して窓口対応実施。	感染防止対策を徹底して対面で実施可。
2		大人数での行事、イベント等について自粛要請が出ている状態	オンライン授業を積極活用。一部授業については、3密回避等の感染防止対策を徹底して対面で実施可。	原則在宅で実施。必要な場合は事前申請により研究室利用可。	原則禁止。指導・管理体制が整う部活動は、許可された場合に限り活動可。	原則入構禁止。授業出席や施設利用等で許可された場合に限り入構可。	一部人数や時間等を制限して利用可。	感染防止対策を徹底して通常勤務。時差出勤、車通勤推奨。	原則窓口対応を行わずメール・電話で対応。入構者が窓口に来た場合は柔軟に対応。	原則オンライン・文書で実施。必要により対面で行う場合は感染防止対策を徹底。
3		外出自粛などの要請が出ている状態	オンラインのみで実施。	原則在宅で実施。支障をきたす場合は事前申請により研究室入室可。	原則禁止。認められた場合、屋外で通学を伴わない活動のみ可。	入構禁止。	利用不可。	自粛要請内容を踏まえて判断。職場勤務は、感染防止対策を徹底。必要により在宅勤務を併用。	窓口対応を行わずメール・電話で対応。	オンライン・文書で実施。
4	緊急事態宣言が発令されている状態	オンラインのみで実施。	原則在宅で実施。支障をきたす場合は事前申請により研究室入室可。	全面活動禁止。	入構禁止。	利用不可。	原則在宅勤務。事務機能維持のため職場勤務が必要な場合は最少人数で対応。	窓口対応を行わずメール・電話で対応。	オンライン・文書で実施。	
5	構内で(集団)感染が発生し、保健所等の指導により、キャンパスの全面閉鎖、構内活動の全面停止等の対応が必要な状態	オンラインのみで実施。	在宅で実施。	全面活動禁止。	入構禁止。	利用不可。	在宅勤務。	窓口対応を行わずメール・電話で対応。	オンライン・文書で実施。	

※この活動制限指針は、今後の状況により変更することがあります。